

(目的)

第1条 この告示は、民法（明治29年法律第89号）に定める後見、保佐又は補助（以下「後見等」という。）開始の審判の請求に要する費用及び家庭裁判所により選任された後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）に対する報酬を助成することにより、低所得等の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の成年後見制度の利用を支援することを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に住所若しくは居所を有する者又は本市の措置及び給付決定等により施設を利用している者

(2) 対象者及び生計を一とする世帯員全員が市民税非課税、かつ、世帯構成員全員の預貯金の合計額が100万円以下であるもの又は助成を受けなければ、過去1年間の収支状況から成年後見制度の利用が困難と認められる者

2 前項の規定に関わらず、本市以外の他の地方公共団体による措置及び給付決定等により施設を利用している者については、助成の対象としない。

(助成の額)

第3条 助成の額は、申立手数料、登記手数料、鑑定費用その他審判の請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）の全部及び後見人等に対する報酬の全部又は一部とする。

2 前項の報酬の額は、家庭裁判所が決定した報酬の額の範囲内とし、利用者が在宅の場合は月額28,000円、施設入所又は入院の場合は月額18,000円を限度とする。

3 第1項の助成の額は、審判請求費用及び前項の月額を限度とし、対象者が有する預貯金、現金有価証券の合計額（以下「合計額」という。）が、30万円を超える場合は、合計額から30万円を控除した額を審判請求費用及び家庭裁判所が決定した報酬の額から控除した額とする。ただし、30万円以下の場合は審判請求費用及び前項の月額を限度とする。

(助成の対象期間)

第4条 後見人等に対する報酬に係る助成の対象期間は、助成の申請日から起算して2年前の日が属する月までとする。

(助成の申請)

第5条 助成の申請をしようとする者は、成年後見制度利用支援事業助成金給付申請書（様式第1号）に家庭裁判所の報酬付与の審判書の写し、審判請求費用の額が確認できる書類及び家庭裁判所に提出した財産目録の写しを添えて、家庭裁判所の審判があった日から起算して6月以内に、市長に提出しなければならない。

（助成の決定）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、成年後見制度利用支援事業助成金給付（不給付）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に対して通知するものとする。

（助成金の給付）

第7条 前条の規定により助成の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該助成金の給付を受けようとするときは、成年後見制度利用支援事業助成請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、振込先は、利用者又は利用者の後見人等が指定した利用者の預金口座に限る。

（後見人等の報告義務）

第8条 後見人等は、利用者の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

（後見等の終了）

第9条 利用者又は後見人等は、後見等が終了した場合には、速やかに市長に届け出なければならない。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第69号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に改正前の袋井市成年後見制度利用支援事業実施要綱の様式により提出されている書類は、改正後の告示の相当する様式により提出された書類とみなす。